

平成22年第2回三重県議会定例会

**地域主権調査特別委員会
委員長報告（案）**

平成22年12月

地域主権調査特別委員会における調査の経過について、ご報告申し上げます。

【I 委員会の取組経過】

昨年の政権交代以降、国は、地域主権改革を最重要施策と位置づけ、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指し、この国の在り方を大きく転換するため、昨年11月、内閣府に地域主権戦略会議を設置し、具体的な方策について検討しています。

本委員会は、国の目指す地域主権改革が本県に与える影響や、地域主権のあり方について調査することを目的に設置されました。

本委員会では、今年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」の作成に携わった地域主権戦略会議の構成員である神野直彦地方財政審議会会长より、詳細な話を伺うため、県外調査を実施するなど、これまで6回の委員会を開催し、国が行う地域主権改革の現状や課題について調査を行ってきました。

【Ⅱ 調査の結果】

地域主権は、個性豊かで、活力に満ちた地域社会を実現するために、国と地方の役割分担を見直し、住民に身近なことはできるだけ地方に委ねるとともに、地方の自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において行政を運営することです。

国民は、生活における真の豊かさを求めており、そのため、生活に身近な地方の果たす役割への期待が高まりつつあります。地方は、自らの判断と責任において、住民が生活の向上と魅力ある地域づくりに邁進できるような機能と条件を備えることが重要になっています。

このようななか、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化を実現する「国と地方の協議の場に関する法律案」が第174回国会に提出されましたが、未だ継続審議となっています。

「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の抜本的な見直しについて、出先機関の原則廃止の方針を打ち出したものの、具体的な方針は示されませんでした。出先機関の事務・権限を地方に移すかどうかを検討する各省庁の自己仕分けは、事実上の「ゼロ回答」が相次いでいます。

また、国から地方への「ひも付き補助金」を廃し、地方が自

由にできる「一括交付金」については、どの補助金等を対象とし、どのような方法で配分するのか等制度設計の詳細は未だ明らかでなく、一方で一括交付金化が国の財源捻出の手段であるかのような議論がなされています。

【Ⅲ 委員会の意見】

そこで、これまで調査を進めてきたなかで、三重県における地域主権の確立に関し、当委員会として、次のとおり意見を申し上げます。

まず、国に対しての要望であります。

地域の実情を踏まえた地方からの提案等を法律上保障する「国と地方の協議の場に関する法律」など地域主権関連3法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の地域主権の確立のために不可欠なものであります。改革を進めるうえでの第一歩となるこれら重要な法案の早期成立を求めます。あわせて、地域の声を国政に反映させる制度を整備することも求めます。

国の出先機関の原則廃止について、各省庁は、「地域のことは地域が決める」という地域主権改革の原点に立ち返り、補完性の原理に基づき、国と地方の役割分担を明確にし、地方が実

施することを求める事務・権限はすべて地方に移管するとの原則のもと、積極的に実行することを求めます。

また、一括交付金化については、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、地方の自由裁量の拡大や実質的に地方の自主財源への転換であることを明確にすることを求めます。

その際、法令に基づいたナショナルミニマムを確保するために要する経費については、一括交付金化の対象外とすることもあわせて求めます。

そして、地方が一括交付金を毎年検証し、国と地方の協議の場等で総額などその在り方について議論及び要望できる仕組みを整備することを求めます。

次は、県に対してあります。

国の出先機関改革について、各省庁は、「地方に任せられない」というのを1つの理由に、国の出先機関原則廃止に抵抗していますが、県自らが事務の受入を表明することで、各省庁が抱く危惧も安心へと変化すると考えられます。

県は、今こそ地域主権の実現に向け、国と地方の役割分担の見直しを行い、県として受け入れることのできる具体的な事務

について、その人員や県民の利便性などをシミュレーションする等積極的な姿勢を示すよう要望します。

また、補助金の一括交付金化については、地域主権戦略会議で地方側が示したように、具体的な補助金の問題点を明らかにしたうえで、一括交付金の制度設計を進めるよう本県も積極的に取り組むよう要望します。

そして、一括交付金化が行われた後、その執行については、首長の自由裁量が拡大することから、議会の監視機能を高める必要があります。

【IV まとめ】

以上申し述べましたが、現在、国が進めている地域主権改革そのものに反対する意見もありましたことを申し添えます。

最後に、眞の地域主権を確立し、地域の活性化を図るためには、県当局の積極的な対応が求められています。当局におかれでは、本委員会の議論を十分踏まえ、取組を推進されることを要望いたしまして 本委員会の報告といたします。